

平成27年3月17日（火曜日）予算特別委員会②

○出席委員（17名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	新宮征一	委員	13番	佐藤良一	委員
14番	内藤明	委員	15番	高橋勝文	委員
16番	川越孝男	委員	17番	那須稔	委員
18番	木村寿太郎	委員			

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
奥山健一	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	月光龍弘	政策推進課長
宮川徹	財政課長	松田幸彦	税務課長
小林友子	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
森谷孝義	下水道課長	犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長
秋場礼子	商工振興課長	原田真司	さくらんぼ 観光課長
菅野英行	健康福祉課長	阿部藤彦	子育て推進課長
工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長	阿部誠	水道事業所長
安孫子和広	病院事務長	荒木利見	教育長
山田健二	学校教育課長	荒木信行	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	安達晃一	監査委員 局長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
山田良一	総務 主査	渡邊拓也	総務 係長

予算特別委員会議事日程第4号 第1回定例会
平成27年3月17日(火) 午前9時30分開議

再 開

- 日程第 1 議第 7号 平成27年度寒河江市一般会計予算
〃 2 議第 8号 平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
〃 3 議第 9号 平成27年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算
〃 4 議第10号 平成27年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
〃 5 議第11号 平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
〃 6 議第12号 平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
〃 7 議第13号 平成27年度寒河江市介護保険特別会計予算
〃 8 議第14号 平成27年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
〃 9 議第15号 平成27年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
〃 10 議第16号 平成27年度寒河江市立病院事業会計予算
〃 11 議第17号 平成27年度寒河江市水道事業会計予算
〃 12 分科会審査の経過並びに結果報告
 (1) 総務文教分科会委員長報告
 (2) 厚生分科会委員長報告
 (3) 建設経済分科会委員長報告
〃 13 質疑・討論・採決
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時30分

- 國井輝明委員長** おはようございます。
ただいまから、予算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

- 國井輝明委員長** 日程第1、議第7号平成27年度寒河江市一般会計予算から日程第11、議第17号平成27年度寒河江市水道事業会計予算までの11案件を一括議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明委員長** 日程第12、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教分科会委員長報告

○**國井輝明委員長** 初めに、総務文教分科会委員長報告を求めます。沖津総務文教分科会委員長。

〔沖津一博総務文教分科会委員長 登壇〕

○**沖津一博総務文教分科会委員長** おはようございます。

総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は3月9日及び10日、委員4名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第7号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第10款、歳出第12款、歳出第13款、第2表、第3表及び議第15号であります。

3月9日の審査に入る前に、審査の進行について、議第7号第1表中歳出第9款の審査終了後に歳出第12款、歳出第13款第2表、第3表及び議第15号の審査を行い、その後、議第7号第1表中歳出第10款の審査を行うことについてお諮りし、異議なくそのように決しました。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第7号平成27年度寒河江市一般会計予算第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「市営住宅の滞納分の件数とその徴収の手だてについて」の問いがあり、当局より「平成26年度の見込みということで滞納者数は28名、滞納額は314万2,400円となる見込みです」との答弁がありました。

委員より「ふるさと納税について、ふるさとチョイスに申し込み可能とするとのことですが、そのめどと返礼品の見直しについて」の問いがあり、当局より「件数の見込みを1億円とし、寄附1万円以上で1万件を想定しています。返

礼品は現在35種類を準備しており、いろいろな組み合わせとプレミアもつけた構成も考えています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第1款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「地域いきいき元気づくり事業についての詳しい内容について」の問いがあり、当局より「地域の団体等で地域の元気を醸し出すような事業に対し、補助金を出して支援する事業です。この事業は、テーマ事業とフリー事業があり、テーマ事業は事業費の5分の4までの補助で限度額100万円、フリー事業は3分の2までの補助で上限が50万円です。平成25年度の実績では、テーマ事業が9件、フリー事業が13件で、合計22件となっております」との答弁がありました。

委員より「選挙啓発事業ですが、投票率が6割を切っている昨今、選挙でこのたび県議会議員、市議会議員の選挙があって、どのような投票率向上策を予算計上されたのか」の問いがあり、当局より「このたびの選挙から市報とかホームページで立会人について公募の方を募集しました。結局、10人ぐらいの応募があったところです。それから、明るい選挙推進協議会の会員もふやしながら足元を固めて啓発していきたいと思います」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「避難者は全体で190人とありますが、被災者支援専門員が減になったのは避難者の人数が減ったからか」との問いがあり、当局より「人数が減ったということで、通常業務で対応できるということ。あと、社会福祉協議会に生活相談員がおり、こちらと連携して行うということです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第9款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「自主防災組織育成事業補助金ですが、この300万円という金額で十分なのか」との問いがあり、当局より「以前はこの事業を使って備品購入を行っていましたが、近年備品購入費が減ってきています。自主防災組織の考え方として、自分の地域は自分で守るという意識で災害時の要支援者やお年寄りが地域で助け合う方向になっています。防災意識を高めながら、減災ということで自分たちのところから災害を出さない、災害が出たときにはお互いに助け合うということで、備品購入ではなく、地域の中の災害に対する意識の高揚という組織が多くなりました。昨年9月に中央地区にも設置になりましたが、そこも補助金を使っていません。宝地区も使っていないなど、今回300万円の予算で大丈夫と判断しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第12款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「償還金で一番高い利子と一番古い年度について」との問いがあり、当局より「平成3年に農林漁業金融公庫から借り入れたもので5.5%というのがあります。それは残額が少な

くなっており、平成27年度に償還見込みです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第13款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第7号第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第7号第3表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第15号平成27年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、申しあげる質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第7号平成27年度寒河江市一般会計予算第1表中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「学力診断事業ですが、知能検査をした後の対応について」との問いがあり、当局より「知能検査は小学校2、4、6年及び中学校1年生で実施しております。検査を済ますと、検査をした会社のほうから結果が返ってきますので、それを担任が中心となって子供たちの様子を見ます。そして知能と学力の関連も見ます。知能と学力が両方高ければもちろんいいわけですが、さまざまな状況がある中で個々の手だてを図るための資料として活用しております」との答弁がありました。

委員より「給食アレルギー対策の食事の数と

その内容について」の問いがあり、当局より「中学校での食物アレルギーの対応ですが、給食センターで対応しているものは卵アレルギーが2名、その他そばアレルギーについては製造時点で同じラインで製造された麺を使わないということで対応しており、そばアレルギーは4名です。アレルギー対応の仕方は、牛乳アレルギーでは牛乳を使わないということで、除去食ということでみんなが食べられます。そのほかに、その食材を使わないでアレルギーの子供だけ別なものを与える代替食というやり方の2つがあります。除去をする場合はみんなと同じものが食べられますが、除去をしない場合は代替でアレルギーの子供には別メニューで出すということで対応をしております」との答弁がありました。

委員より「史跡慈恩寺旧境内総合調査事業の賃金と報酬の内容について」の問いがあり、当局より「賃金につきましては史跡指定になった以外のところ、将来的に追加指定も視野に入れるところですが、それを拡大するための現地調査の賃金です。報奨金につきましては、保存管理計画の策定委員会を立ち上げますので、そのうち委員が8名程度、5回程度を開催するというので20万円、その他さまざまな慈恩寺の文化財の調査、謝金関係、慈恩寺講演会の講師の謝金等を合わせた内容です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生分科会委員長報告

○**國井輝明委員長** 次に、厚生分科会委員長報告を求めます。阿部厚生分科会委員長。

〔阿部 清厚生分科会委員長 登壇〕

○**阿部 清厚生分科会委員長** おはようございます。

厚生分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は3月9日、10日及び11日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第7号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号及び議第16号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、最初に議第7号平成27年度寒河江市一般会計予算第1表中歳出第3款の一部の審査を行い、その後、歳出第2款の一部、次に歳出第4款の審査を行い、次に議第11号、議第16号の審査終了後に、議第12号、議第13号、議第14号の順に審査を行うことを諮り、異議なく了承されました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第7号第1表中歳入第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「冒険ファンタジーランド整備事業の整備している遊具等は、ゆめタネ@さがえの開催時期に合わせて完成できるのか」との問いがあり、当局より「冒険ファンタジーランドの遊具の完成時期については、工期的に見ますとゆめタネ@さがえの開催時期と重なることから、現時点では秋の完成と考えております」との答弁がありました。

委員より「これまで学童、放課後児童クラブの対象は、小学校3年までという国の考えだったが、今回の法改正によりどう変わったのか伺いたい」との問いがあり、当局より「ことしの4月からは児童福祉法の改正により対象が小学6年生まで拡大されますので、本市でもそのように実施してまいりたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「学童保育施設整備事業補助金の中で、エアコンの整備についての説明があったが、全体的にするのか、限定的にするのか伺いたい」との問いがあり、当局より「現在、10カ所学童保育クラブがありますが、まだエアコンが設置されていないクラブは西根のねっこクラブ、柴橋のやまびこクラブ、白岩のさくらっこクラブの3カ所ですが、そちらに設置をするということですので」との答弁がありました。

委員より「病後児保育が市内に1カ所開設しますが、どういう体制で実施するのかお聞きしたい」との問いがあり、当局より「4月から開所いたします寒河江さくらんぼこども園という施設の新設工事を進めておりますが、そこに専用の施設を併設いたします。スペース的には、1階の事務所脇に2部屋設ける予定でおります。感染性の場合には分ける必要がありますので、2部屋を設ける計画です。また、定員は3名と考えております」との答弁がありました。

委員より「母子、父子及び寡婦福祉事業で、寒河江市の場合、生活が大変だったりして子供の面倒を見られない世帯はないのでしょうか。その辺の実態や把握の仕方等も含めて教えていただきたい」との問いがあり、当局より「母子世帯につきましては母子自立支援員なども配置しながら、離婚問題から生活問題などさまざまな相談などを受け付けているところです。その中で、母子、寡婦福祉事業としましては就労支援、児童扶養手当等の支給なども行っていますし、生活資金あるいは就学就労のための資金貸し付け等を行っているところです。また、生活が困難だという家庭については、自立支援施設もございます。昨年度までは1世帯入所措置もしてございました。また、子供を見られないという場合は、十分その世帯の調査をした上でですが、児童養護施設への児童の保護というようなことも行っております。そういった措置をとりながら、子供の健全育成ができるように努めて

おります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「防犯対策事業におけるLEDの設置計画と今後の取り組みについて伺いたい」との問いがあり、当局より「平成25年から30年までの計画を28年度まで前倒しをして実施するわけですが、市内の3,500基をLED化する計画をしており、26年までに1,459基のLED化が完了しております。27年度は1,100基、28年度も1,100基、計画どおり進みますと3,500基全てLED化されると見えています。今後の取り組みについてですが、LEDの設置についてはそれぞれの地区に同じパーセントでLED化が進むように取り組んでいきたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「LED設置についてどのような形で業者へ発注しているのか伺いたい」との問いがあり、当局より「LED発注の仕方ですが、各町内会から電灯のある場所の報告を受けており、更新するものを地図に落とし、業者に依頼しております。また、27年度は設置箇所も多くありますので、工事期間中に1社だけで交換できる業務量なのかも判断しながら検討していくこととしております」との答弁がありました。

委員より「戸籍住民基本台帳事務事業の個人番号カード交付事業が28年1月からスタートしますが、そのスケジュールとメリットについて伺いたい」との問いがあり、当局より「マイナンバーカード交付事業のスケジュールですが、平成27年10月に市民の皆様へマイナンバーの通知カードを発送します。それに基づいて、個人番号カードが必要な方については申請をさせていただいて交付するという流れになります。また、メリットにつきましては、この制度が社会保障

関係等に活用できるよう導入されますので、この制度が始まることにより例えば所得証明をとる必要がなくなるなど、市民の利便性向上や行政の効率化が図られるものと考えています」との答弁がありました。

委員より「消費者行政推進事業の委託料517万1,000円の中身について伺いたい」との問いがあり、当局より「放射性物質の簡易検査に係る委託料です。内容的には、学校給食の食材の放射能検査、町内会が行う側溝の泥上げ実施前の放射能検査委託料となります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市民浴場管理運営事業で、今回防犯カメラを設置すると伺ったときに、脱衣所荒らしがあるので中に設置するものと思いましたが、駐車場荒らし等や通学路の監視と伺った。これまで駐車場荒らしの報告や脱衣所荒らしなど被害の報告があったのか伺いたい」との問いがあり、当局より「被害の状況ですが、車上荒らしや脱衣所荒らしについて、私どものほうに報告がありました。今回、防犯カメラを設定するに当たって、警察などから犯罪の状況もお聞きして、中に設置するか外に設置するかの検討を行いました。脱衣所荒らしも玄関などの外側に設置しておけばその人を特定できるとの判断から、外に2台設置させていただくことになりました」との答弁がありました。

委員より「フッ素塗布事業について、現在行っている対応を変えるのかどうか伺いたい」との問いがあり、当局より「フッ素塗布のチラシの件につきましては、歯科医師会の先生と連絡をとりまして、新たなチラシとして今月から配っているところですよ」との答弁がありました。

委員より「未熟児医療給付事業についてですが、2,000グラム未満の新生児に対しての補助が行われているが、その成果について伺いたい」との問いがあり、当局より「給付した新生児については亡くなられたという情報は聞いておりませんので、順調に発育しているものと理解しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第11号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「国保運営協議会のメンバーと選出枠、それから国保運営協議会の運営について教えていただきたい」との問いがあり、当局より「国保運営協議会のメンバーは全部で9名、選出団体は3つに区分されております。1つは医師、歯科医、薬剤師、2つ目は被保険者代表3名として農業者代表1名、商業者代表1名、年金受給者代表1名、3つ目が広域代表として町会長連合会長1名、防犯協会会長1名などで9名のうち4名が女性となっております。また、国保運営協議会は4年間税率の改正をしておりますので、開催しておりません。仮に、税率を上げるという状況になれば、協議会を開いて、詳細な資料で協議をしていただくこととなります」との答弁がありました。

委員より「保健衛生普及事業で、医療費通知とジェネリック医薬品の医療費の差額通知委託料ですが、件数的にどれくらいあるのか。また、ジェネリック医薬品の使用頻度について伺いたい」との問いがあり、当局より「医療費の通知の作成については、1回当たり4,800件で年6回です。3万件弱になります。ジェネリック差額通知については、1回2,000件で年2回と見込んでいます。また、ジェネリック医薬品の使用頻度については、24年度31.77%、25年度

34.54%と年々伸びております」との答弁がありました。

委員より「保険税全体で9%上積みした総額が提案されているが、低所得者に対する救済というような部分が検討されているのか伺いたい」との問いがあり、当局より「低所得者の対策については仕組みとして所得に応じて軽減がありますので、そちらを使うということになります。今回、制度改正によりまして上限が少し上がりましたが、軽減のほうも拡大になっております。それらも入れ込みながらシミュレーションすることになっております」との答弁がありました。

委員より「国保税について、一般会計から繰り入れて国保税の負担を軽減する必要があると思うが、そういう考えはあるのか」との問いがあり、当局より「一般財源からの繰り入れで保険税の軽減ということは福祉医療分しかしておりませんので、それを踏まえて今回も予算上は見えておりません。一般財源を入れて税率を下げるということは、今のところ予定はしておりません」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第16号平成27年度寒河江市立病院事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「直近の患者数と見比べると、年間の患者数ですが1.2倍しないと予算にある患者数にならないが、どのようにしてこの1.2倍に上げるのか。上げるためのプラス要素を検討されているのか伺いたい」との問いがあり、当局より「予算の数字は基本的には目標数値という部分があります。企業会計上、マイナス予算を組む場合は、次年度以降で合理的な理由でプラス・マイナス・ゼロになる見通しが見えない場合は、マイナス予算を組めないという事情があ

ります。また、28年度に向けましては、経営形態の見直しとあわせて経営努力的に特色のある外来とか地道な経営努力を重ねて、目標に届くように頑張っていきたいと思っております」との答弁がありました。

委員より「病院の経営形態の見直しを想定した予算計上をしているのか。それから、これまで進めてきたアクションプランはどういうふうに変わっていくのか伺いたい」との問いがあり、当局より「経営形態の見直しについては、27年度からの実施ではないことから予算については特に計上していないということで御理解をいただきたいと思えます。なお、経営形態を変えれば即経営改善につながるものではありませんが、その経営を健全化するための土壌づくりといいますか、環境づくりをするという意味では、経営形態を変えることも一つのきっかけになるのではないかと考えているところであります。なお、アクションプランにおいて経営形態の部分については、言及されていないということもありますので、直接そこに対して影響はないというふうに考えております」との答弁がありました。

委員より「地域の医療機関との連携は大事なところですが、医療機関からの紹介件数はどれくらいあるのか。また、逆紹介はあるのか」との問いがあり、当局より「外来に関しては、昨年度は1,080件です。今年度は1月末までで868件になっており、推計しますと今年度は20件ほどふえる見込みになっています。また、逆紹介につきましては、紹介された患者さんは紹介元の開業医の先生に戻すようにしております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第12号平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます

委員より「健康診査等事業の委託料の内容について教えていただきたい」との問いがあり、当局より「健康診査を広域連合から委託を受けて、それを市のほうで成人病センターのほうに再委託をするという委託料です」との答弁がありました。

委員より「成人病センターに委託をするということだが、その支払いは実情に合わせて支払いをするということなのか」との問いがあり、当局より「実績に応じて支払いをすることになります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第13号平成27年度寒河江市介護保険特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます

委員より「第6期介護計画がスタートする初年度の予算で、大事な予算だと思います。介護保険計画事業計画を実効あるものにするために、どのように進行管理について考えているのか伺いたい」との問いがあり、当局より「27年度予算ですけれども、介護保険事業計画で示しております施設整備事業につきましては、29年度開設のものでありますので直接来年度予算には関係してきません。また、介護保険法の改正によりまして、新たに地域支援事業で取り組む事業として在宅医療介護連携推進事業ですとか認知症対策などの事業について、この事業の中で取り入れて計上しております」との答弁がありました。

委員より「本市で介護支援を受けているお年寄りの人数、それから介護従事者について伺いたい」との問いがあり、当局より「介護サービスを受けている方の内訳ですが、サービス受給者数は25年度で1,742名います。居宅サービスを受けている方が、1,343名です。あと、介護老人福祉施設、特別養護老人ホームに入所して

いる方が291名です。そして、介護老人保健施設やすらぎの里に99名、介護療養型医療施設の厚生病院などに9名です。それから、介護従事者につきましては、寒河江市民の方が寒河江の事業所を利用するとは限りませんので、人数は把握しておりませんが、介護従事者に関する調査というのは国独自に調査をしており、県が一括して各事業所のほうに従事者数や専門の資格を有している方など細かい調査を行っております」との答弁がありました。

委員より「介護予防事業で要介護、要支援にしないために、どのような予防事業を展開されるのかお聞きしたい」との問いがあり、当局より「今まで行ってきたのは、1次予防としてふれあいサロン、生きがいデイサービス事業、さわやか健康教室などですが、2次予防では口腔ケアや運動機能向上事業などになります。今まで取り組んできたものを継続し、それ以外にも検討し実施してまいります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第14号平成27年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、厚生分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済分科会委員長報告

○**國井輝明委員長** 次に、建設経済分科会委員長報告を求めます。杉沼建設経済分科会委員長。

〔杉沼孝司建設経済分科会委員長 登壇〕

○**杉沼孝司建設経済分科会委員長** おはようございます。

建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は3月9日、10日、委員全員出席し開会いたしました。

本分科会に分担付託されました案件は、議第7号第1表中歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第11款、議第8号、議第9号、議第10号及び議第17号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、議第7号については歳出第5款の審査後に歳出第7款の審査を行い、その後に、歳出第6款、歳出第11款第1項、歳出第8款、歳出第11款第2項の順に審査することを諮り、異議なく了承されました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第7号平成27年度寒河江市一般会計予算第1表中歳出第5款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「雇用対策事業で雇用創出の目標人数はあるのか」との問いがあり、当局より「予定として35人を目標としております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「東京事務所に職員を派遣しているが、新しい進展はあったのか」との問いがあり、当局より「平成23年度より4年目となりますが、今年度は2月末現在で120社ほど訪問しているが、企業誘致までは結びついていないというのが現状です」との答弁がありました。

委員より「技能オリンピックの選手育成助成金は、市内にある事業所か」との問いがあり、当局より「平成28年度に技能五輪大会を本県で開催することになっており、技能五輪に出場する選手を育成する市内の企業を対象と考えてお

ります」との答弁がありました。

委員より「昨年、フローラの地下につくったさんで～すて～じの利用度はどうか」との問いがあり、「フローラの地下につくりました文化交流広場については、12月末でさんで～すて～じが30回2,347人、一般利用が51回1,237人、合計3,584名となっております」との答弁がありました。

委員より「みこし製作の補助金について、ことし新たにみこしをつくりたいという申し込みはあるのか」との問いがあり、当局より「現在のところ話は聞いておりません」との答弁がありました。

委員より「ゆめタネ@さがえの予算は、昨年と比べてどうなのか」との質問があり、当局より「昨年より減っております。スリル系の大型遊具などを削減し、さくらんぼの祭典や花あかり月うたげ、ののの市といった事業と花花壇を充実したいと思っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

ここで一旦散会し、翌3月10日午前9時30分より会議を再開しました。

初めに、議第7号第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「農事実行組合活動負担金で、組合数は幾つあるのか。負担金は幾らか」との問いがあり、当局より「実行組合数は159組合、支払金額は1組合当たり710円です」との答弁がありました。

委員より「新規就農者推進事業の海外研修は、具体的にはどうなのか」との問いがあり、当局より「海外研修は以前から行っておりましたが、9.11テロ後、中断していました。また、27年度から再開しようということで計画するもので、青年農業者または女性農業者を中心に2名を考

えております。時期は秋から冬にかけて、場所は基本的にオセアニアを考えております」との答弁がありました。

委員より「さくらんぼ作業負担軽減安全確保事業補助金について、高所作業台は1戸当たり幾らの補助で何戸くらい予想しているのか」との問いがあり、当局より「3分の1の補助で30万円を限度に10軒分を予定しております」との答弁がありました。

委員より「さくらんぼ作業負担軽減安全確保事業補助金は、60歳以上を基準の中に設けているが、経営移譲などで60歳以下の人が経営者となり、家族経営でみんな協力して60歳を過ぎた方が主体となって作業をしているのが実態で、高所作業台を必要としている。経営者が60歳未満だから該当しないというのはおかしいのではないか」との問いがあり、当局より「今後、改善策について検討させていただきたい」との答弁がありました。

委員より「葉山高原牧場は原状復帰して返さなければならないということがあったと思うが、国に返せるのはいつごろを目標にしているのか」との問いがあり、当局より「葉山高原牧場は、現在休牧中ですが、葉山一帯と田代地区の地域づくり計画の中で決まってくるものと思います」との答弁がありました。

委員より「県産認証材やまがたの木普及利用促進事業補助金の県産認証材の確認は、どの過程で行うのか」との問いがあり、当局より「申請受け付け時及びその後の現地調査で確認します」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第11款第1項を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市民から出された要望について、優先順位が低いと順番がなかなか回ってこないもので、一定の年数が来たものには少し点数を加算するなどして優先順位を上げる方法はないのか」との問いがあり、当局より「市民から出された要望についての優先順位は、県内で初めて導入したもので、静岡県浜松市を参考にしながら審査会を行っておりますが、寒河江に合った点数のつけ方とかこれからまだまだ改良していかなければと思っております」との答弁がありました。

委員より「交通安全施設整備事業でガードレールは今回どのくらい整備を予定しているのか」との問いがあり、当局より「防護柵と合わせて100万円の予定です」との答弁がありました。

委員より「カーブミラーはどこからか寄附をもらっていたのではなかったか」との問いがあり、当局より「市民生活課が窓口で、農協さんよりもらっているものです」との答弁がありました。

委員より「カーブミラーは、平成27年度に何カ所予定しているのか」との問いがあり、当局より「寄附の数にもよるので明言できませんが、予算上100万円を予定しております」との答弁がありました。

委員より「グラウンドワークで交換している側溝のふたの申し込みはいつからで、終わるのはいつころか」との問いがあり、当局より「5月ごろに各町会長さんに通知を出しまして、例年ですと終了するのはおおよそ秋ごろとなっております」との答弁がありました。

委員より「公園整備事業の公有財産購入費は、チェリーランド前のバイパス沿いにある開発公社の土地を市で買うということか」との問いが

あり、当局より「チェリーランド駐車場内にある国有地と、国道112号沿いにある寒河江市土地開発公社所有の土地を国土交通省と等価交換し、寒河江市土地開発公社より市が購入するものです」との答弁がありました。

委員より「山西米沢線の整備事業、工事がおくれているが、施工業者より工事だよりが出されているようだが、所管の委員会にも出すべきではないか」との問いがあり、当局より「早急に出させていただきます」との答弁がありました。

委員より「街路樹の根上がりにより歩道の舗装面が盛り上がり、歩行者に危ないという苦情がある。チップを敷いて改良されたところが見受けられたが、全部やるのか」との問いがあり、当局より「植樹ますのところで歩行者の安全性確保のため、植樹帯としてチップを敷いたものです。今年度は市道石川西洲崎線を予定しておりますが、継続的にやっていきたいと思っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第7号第1表中歳出第11款第2項を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第8号平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「下水道供用開始区域において、下水道をつながないで使わない理由は何か」との問いがあり、当局より「今年度、どういう理由でつながないのかダイレクトメールとアンケート調査を実施しまして、1,155件に出して200件から回答をいただきました。現在、集計途中ですが、つながない理由は高齢世帯で工事費が高いということと、浄化槽を設置してまだ使

えるということが多かったようです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第9号平成27年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「ことしで3年目だが、進みぐあいはどうか」との問いがあり、当局より「平成24年から平成26年までの3カ年で合計151基となっております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第10号平成27年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「工事請負費の施設整備は、何をするのか」との問いがあり、当局より「データ通信のバッテリー交換の予定です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第17号平成27年度寒河江市水道事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「水道管の老朽化による交換工事をやっているが、工事をする場所の順番はあるのか」との問いがあり、当局より「順序としては、石綿管など非常に危ないところから先に行いました。今は塩ビ管の中でも接続部が外れやすいものが残っており、そういうところの工事をしています。メインになるところは、ほぼ終わりつつあります」との答弁がありました。

委員より「メイン管の更新が100%近いということは、今度は枝管、支管ということだが、

完成予想は何年ころか」との問いがあり、当局より「埋めたものが必ず寿命が参りますので、毎年相当数の距離はずっと更新していくことが必要になります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**國井輝明委員長** 日程第13、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、建設経済分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これより採決に入ります。

初めに、議第7号、議第11号、議第12号、議第13号の4案件を除く議第8号平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第9号平成27年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算、議第10号平成27年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第14号平成27年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第15号平成27年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第16号平成27年度寒河江市立病院事業会計予算及び議第17号平成27年度寒河江市水道事業会計予算の7案件を一括して採決い

たします。

ただいまの7案件に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

7案件は各分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第8号、議第9号、議第10号、議第14号、議第15号、議第16号及び議第17号の7案件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第7号平成27年度寒河江市一般会計予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

本案は各分科会委員長報告のとおり決することに賛成の委員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、議第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第11号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は、原案を了とするものであります。

本案は分科会委員長報告のとおり決することに賛成の委員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、議第11号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第12号平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は、原案を了とするものであります。

本案は分科会委員長報告のとおり決すること

に賛成の委員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、議第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第13号平成27年度寒河江市介護保険特別会計予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は、原案を了とするものであります。

本案は分科会委員長報告のとおり決することに賛成の委員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、議第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前10時29分

○國井輝明委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 國 井 輝 明